「うみな」着ぐるみ貸出規程

（趣旨）

第１条　この規程は、マスコットキャラクター「湖楠（うみな）」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

（申請）

第２条　貸出を希望する場合は、「着ぐるみ貸出申請書」（様式第１号）を滋賀県高等学校文化連盟事務局（以下「事務局」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。なお、申請は、使用の３カ月前から受け付けるものとする。

第３条　事務局は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認するものとする。

（１）滋賀県高等学校文化連盟に係る事業、また高校生の文化活動の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。

（２）着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない、または使用しないおそれのあるとき。

（３）着ぐるみの脱着の過程を衆目にさらす、またはさらすおそれのあるとき。

（４）法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。

（５）特定の個人、団体、政党または宗教団体を支援あるいは公認しているような誤解を与えるとき、または与えるおそれのあるとき。

（６）その他、事務局が不適切と認めたとき。

（貸出等）

第４条　貸出を希望する者は、原則として、事務局に来室して借り受けるものとする。

　　２　借り受けたものは、原則として、事務局に来室して点検を受けてから返却するものとする。

　　３　貸出は無料とする。

　　４　貸出期間は原則として７日以内とする。

（遵守事項等）

第５条　借り受けたものは、着ぐるみを第三者に転貸してはならない。

　　２　借り受けたものが着ぐるみを損傷または紛失したときは、速やかに事務局に

連絡しその状況を文書にて報告する。

　　３　借り受けた者が、故意または重大な過失によって着ぐるみを損傷ならびに紛失

したときは、現物に相当する物または修理に要した費用をもって弁償する。

（承認の取り消し）

第６条　事務局は、着ぐるみがこの規程に反して使用されたときは、当該承認を取り消

すことができる。

２　承認を取り消された者は、取り消しが通告された日以降、着ぐるみを使用して

はならない。

３使用取り消しにより生じた損害は、当該承認を取り消された者の責により処理し

なければならない。

（責任の制限）

第７条　前条の規程により、着ぐるみの使用を取り消した場合、貸出承認を受けた者

に障害が生じても、事務局はその責を負わない。

　　２　着ぐるみの貸出承認を受けた者が、着ぐるみの使用によって当事者または

第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、事務局は、損害賠償、

損害補償、その他法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第８条　この規程に定めるもののほか、着ぐるみの貸出の取扱いについて必要な事項

は事務局が別に定める。